

平成30年第14回

美幌町農業委員会総会議事録

平成30年5月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 平成30年5月25日(金) 午後3時00分から午後3時50分

2. 開催場所 美幌町議会 議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

	1番	日下	優君	農地部会長	2番	白石	愛君
会長職務代理者	3番	大西	政雄君		4番	根塚	信義君
	5番	中村	寿恵子君		6番	小林	勝義君
	7番	小泉	豊和君	振興副部会長	8番	加藤	安弘君
	9番	佃	徹君		10番	寺本	恵二君
	12番	重清	幸良君		13番	木村	勝彦君
	14番	西	学君		15番	日並	洋君
	16番	齋藤	一男君	農地副部会長	17番	東	砂裕理君
振興部会長	18番	千葉	正美君		19番	松本	訓宜君
会長	20番	鈴木	幸往君				

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井	祐二君	総務担当主査	佐々木	鑑仁君
総務担当	中谷	賢司君	臨時筆生	寺田	裕子君

## 議事日程

平成30年第14回 美幌町農業委員会総会  
平成30年5月25日 午後3時00分開会

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 議事録署名委員及び総会書記の指名について                        |
| 日程第2  |        | 諸般の報告について                                   |
| 日程第3  |        | 会期の決定について                                   |
| 日程第4  |        | 会務報告について                                    |
| 日程第5  | 報告第25号 | 第6回 振興部会会議結果報告について                          |
| 日程第6  | 議案第47号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第7  | 議案第48号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                        |
| 日程第8  | 議案第49号 | 現況証明願について                                   |
| 日程第9  | 議案第50号 | 河川敷地占用に関する権利譲渡承認申請について                      |
| 日程第10 | 協議第8号  | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について                    |

(ブザー)

議長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は19名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので、只今より平成30年第14回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号12番重清委員、同じく議席番号13番木村委員を指名します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名します。
議長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案4件、協議1件となっております。朗読については省略させていただきます。なお、議席番号11番日並一三委員、本日欠席の旨届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。
議長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。
	(口頭報告なし)
議長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第5、報告第25号「第6回振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願い致します。
振興部会長	第6回振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規定第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。平成30年4月20日。美幌町農業委員会振興部会長千葉正美。美幌町農業委員会会長鈴木幸往様。記。1. 案件(1)平成30年度道内視察研修について。2. 開催日時、平成30年4月20日(金)午後3時10分から午後3時40分。3. 開催場所、別館会議室。4. 出席者、私他計

<p>総務担当</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>8名、事務局：中谷総務担当。5. 会議結果につきましては事務局のほうよりお願い致します。</p> <p>会議結果についてご報告致します。平成30年度道内視察研修について議案の参考資料1ページと2ページでご説明してあります。日程につきましては7月3日（火）から7月6日（金）の3泊4日で、視察先・宿泊先については参考資料の事務局案で了承されたところです。また、2日目と3日目の見学先は参考資料のとおり日程にいれるということでもあります。この部分を含めた日程につきましては次回の振興部会会議結果報告についてご報告を致しました。</p> <p>ご異議ありませんか。 （「なし」の声）</p> <p>ご異議なしと認め、報告第25号「第6回振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
<p>議 長</p> <p>総務担当主査</p> <p>16 番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>総務担当主査</p>	<p>日程第6、議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。 内容番号84号。</p> <p>はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全14件で内容につきましては農業公社からの売渡が9件、再貸付3件、新規の賃貸借が2件となっております。</p> <p>内容番号84号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願います。本件は農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年5月28日、代金の支払期限は平成30年8月24日、利用調整日は平成30年5月10日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p> <p>内容番号84号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。 〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜、玉ねぎ、豆類を作付けし、また肉用牛の飼育をするなど意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>ご異議ありませんか。 （「なし」の声）</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号84号は適当と認めます。 内容番号85号。</p> <p>内容番号85号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。 所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年5月28日、代金の支払期限は平成30年8月24日、利用調整日は平成30年5月10日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお</p>

願ひ致します。

15 番

内容番号85号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。

〇〇さんは家族ふたりで畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく願ひ致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号85号は適当と認めます。  
内容番号86号。

総務担当主査

内容番号86号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願ひます。本件も農業公社からの売渡案件です。

所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年5月28日、代金の支払期限は平成30年8月24日、利用調整日は平成30年5月10日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんより願ひ致します。

15 番

内容番号86号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。

〇〇さんは家族ふたりで畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく願ひ致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

ご異議なしと認め、内容番号86号は適当と認めます。

内容番号87号。なお、内容番号87号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

( 〇〇委員 退席 )

総務担当主査

内容番号87号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願ひます。本件も農業公社からの売渡案件です。

所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書12ページをご覧願ひます。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年5月28日、代金の支払期限は平成30年8月24日、利用調整日は平成30年5月10日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんより願ひ致します。

内容番号87号につきましては只今事務局説明のとおりです。

- 8 番 この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。  
〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく  
お願い致します。
- 議 長 ご異議ありませんか。  
  
(「なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号87号は適当と認めます。  
  
( 〇〇委員 入席 )
- 議 長 内容番号88号。
- 総務担当主査 内容番号88号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。  
所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年5月28日、代金の支払期限は平成30年8月24日、利用調整日は平成30年5月10日でございます。  
以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
- 8 番 内容番号88号につきましては只今事務局説明のとおりです。  
この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。  
〇〇さんは法人化し、小豆、馬鈴薯、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく  
お願い致します。
- 議 長 ご異議ありませんか。  
  
(「なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号88号は適当と認めます。  
内容番号89号。
- 総務担当主査 内容番号89号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。  
所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書12ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年5月28日、代金の支払期限は平成30年8月24日、利用調整日は平成30年5月10日でございます。  
以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
- 8 番 内容番号89号につきましては只今事務局説明のとおりです。  
この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。  
〇〇さんは法人化し、小麦、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく  
お願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号89号は適当と認めます。  
内容番号90号。

総務担当

内容番号90号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。

所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年5月28日、代金の支払期限は平成30年8月24日、利用調整日は平成30年5月10日でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2 番

内容番号90号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で5年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。

〇〇さんは法人化し、肉用牛の飼育を行い意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号90号は適当と認めます。

内容番号91号。なお、内容番号91号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

( 〇〇委員 退席 )

総務担当

内容番号91号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。

所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年5月28日、代金の支払期限は平成30年8月24日、利用調整日は平成30年5月10日でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2 番

内容番号91号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。

〇〇さんは畑作三品のほか花卉、グリーンアスパラを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ありませんか。



(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号91号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長

内容番号92号。

総務担当主査

内容番号92号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。

所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年5月28日、代金の支払期限は平成30年8月24日、利用調整日は平成30年5月10日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3 番

内容番号92号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。

〇〇さんは家族ふたりで、畑作三品のほか玉ねぎを作付けされ、肉牛も育成されて意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号92号は適当と認めます。

内容番号93号から94号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査

内容番号93号と94号について一括ご説明致します。参考資料は14ページと15ページをご覧願います。本件は契約期間満了に伴う再貸付案件です。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年6月1日から平成33年5月31日までの3年間、利用調整日は平成30年5月9日でございます。内容番号93号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。次に内容番号94号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号93号と94号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方に意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは家族3人で畑作三品のほか玉ねぎ、豆類を作付けされ、また〇〇さんは家族4人で畑作三品のほか人参、玉ねぎを作付けされ、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号93号から94号は適当と認めます。  
内容番号95号。

総務担当

内容番号95号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧願います。本件も契約期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡。賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年5月28日から平成35年5月26日までの5年間、利用調整日は平成30年5月11日でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号95号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方に意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは甜菜、大根、大豆を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号95号は適当と認めます。  
内容番号96号から97号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当

内容番号96号から97号について一括ご説明致します。参考資料は17ページと18ページをご覧願います。本件は新規の賃貸借案件です。

利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年5月28日から平成40年5月31日までの10年間、利用調整日は平成30年5月16日でございます。内容番号96号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。次に内容番号97号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2 番

内容番号96号と97号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件はこれまで〇〇の〇〇一さんが借りていましたが期間満了に伴い、借りない意向であったため、あっせん調整の結果、〇〇さんへの貸付となったものです。

〇〇さんは家族3人で畑作三品のほか人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号96号から97号は適当と認めます。  
議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長	<p>日程第7、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号41号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号41号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧願います。本件は使用貸借案件です。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は使用貸借、賃貸期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料21ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
15 番	<p>内容番号41号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は経営移譲したときに申請からもれていた農地について母親の〇〇さんから息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。</p> <p>〇〇さんは家族3人で小麦、馬鈴薯、ビートを作付けされ、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを5月14日、加藤委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号41号は適当と認めます。</p> <p>議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定致します。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第49号「現況証明願について」を議題と致します。</p> <p>内容番号19号。</p>
総務担当	<p>内容番号19号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧願います。</p> <p>願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
10 番	<p>内容番号19号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この土地は住宅地と隣接する畑の境界にあり、現状は宅地の法面となっております。以前から農地としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを4月21日、白石委員、西委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号19号は適当と認めます。</p> <p>内容番号20号。</p>
総務担当	<p>内容番号20号についてご説明致します。参考資料は24ページをご覧願います。</p> <p>願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。この土地には転用により平成17年と平成22年に麦乾燥施設、牛舎、農業資材置き場を建設しましたがその際に地目変更登記を行っていなかったため、今回証明願が提出されたものです。土地利用状況につきましては確</p>

認委員さんよりお願い致します。

1 番

内容番号20号につきましては只今事務局説明のとおりです。  
この土地には農業用施設があるほか農業用資材置き場として使われており、農地・採草放牧地以外であることを4月19日、白石委員、東委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号20号は適当と認めます。  
内容番号21号。

総務担当

内容番号21号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧願います。  
願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

2 番

内容番号21号につきましては只今事務局説明のとおりです。  
これらの土地は〇〇さんが養畜を行っていた跡地でかなり以前から農地としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを5月16日、寺本委員、日下委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号21号は適当と認めます。  
議案第49号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第9、議案第50号「河川敷地占用に関する権利譲渡承認申請について」を議題と致します。  
内容番号2号。

総務担当

本件は本年1月総会において〇〇さんが農業公社に売買し、本年3月総会において〇〇さんが農業公社から賃貸したことに伴いこの土地に隣接する〇〇さんが占有していた河川敷地についても〇〇さんが耕作を希望したことから、今回、河川敷地占有権の譲渡申請が提出されましたので北海道知事宛に意見書を提出する必要があるため審議を求めるものでございます。

譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。占用河川は網走川水系美幌川、占有場所は〇〇番〇〇地先及び〇〇番〇〇地先、面積は〇〇㎡でございます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 4 番

内容番号2号につきましては只今事務局説明のとおりです。  
この案件は〇〇さんが借りる農地に隣接する河川敷地の占用の権利を〇〇さんが〇〇さんに譲渡するもので内容につきましては5月16日、白石委員と確認してきましたのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号2号は適当と認めます。</p> <p>議案第50号「河川敷地占用に関する権利譲渡承認申請について」は申請内容を適当と認め北海道知事宛に意見を付して進達することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第10、協議第8号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p> <p>協議第8号についてご説明致します。本件は5月15日付けで美幌町長から町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域からの除外8件でございます。</p> <p>申請理由はすべて植林のためでございます。内容番号10号についてご説明致します。参考資料は30ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡でございます。内容番号11号です。参考資料は31ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号12号です。参考資料は32ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡でございます。内容番号13号です。参考資料は33ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号14号です。参考資料は34ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号15号です。参考資料は35ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号16号です。参考資料は36ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡でございます。内容番号17号です。参考資料は37ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番内、面積は〇〇㎡でございます。</p> <p>今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出致します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、協議第8号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定致します。</p>
議 長	<p>以上で全議案の審議を終了しました。</p>
	<p>これをもちまして、第14回美幌町農業委員会総会を閉会致します。</p>
	<p>(ブザー)</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。</p>

閉会 午後3時50分